

国立大学法人京都教育大学非常勤職員給与規程

平成16年 4月 1日 制定
令和 5年12月18日 最終改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学非常勤職員就業規則第16条に基づき、国立大学法人京都教育大学非常勤職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 給与の種類等

(給与の種類)

第2条 非常勤職員の給与は、時間給、超過勤務手当、休日給及び通勤手当とする。

(日給)

第3条 削除

(時間給)

第4条 時間給は、勤務1時間に対する報酬で別表のとおりとし、職務内容、経験その他を考慮して、個別に決定する。

2 給与期間の総所定労働時間数に1時間未満の端数が生じた場合の当該端数分の時間給は、次の算式により算定する。その額に50銭未満の端数を生じた場合は、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

$$\left(\text{時間給} \times \frac{1 \text{ 時間未満 (分)}}{60} \right)$$

(超過勤務手当)

第5条 超過勤務手当は、個別に定める1日の所定労働時間を超えて勤務した者に支給する。

2 超過勤務のため、1日の労働時間が個別に定める1日の所定労働時間を超え7時間45分到達するまでの場合は、別表の時間給に1日の所定労働時間を超える労働時間数を乗じて得た額を支給し、1日の労働時間が7時間45分を超えた場合は、別表の100分の125の欄の額に7時間45分を超える労働時間数を乗じて得た額を支給する。

3 1日の労働時間が7時間45分を超えた超過勤務の時間及び国立大学法人京都教育大学非常勤職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程第5条に規程する休日（以下、「休日」という。）に勤務した時間が1箇月について60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、時間給に100の150を乗じて得た額を超過勤務として支給する。

4 超過勤務手当の支給については、京都教育大学超過勤務手当及び休日給支給細則（以下「超過勤務手当等支給細則」という。）第2条の規定を準用する。

(休日給)

第6条 休日給は、国立大学法人京都教育大学非常勤職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程第5条に規定する休日に勤務した者に支給する。

2 休日給は、時間給の100分の135に休日労働時間を乗じて得た額とする。

3 前条第3項の規定による超過勤務手当を支給される場合は、休日給は支給しない。

(通勤手当)

第7条 通勤手当の支給については、国立大学法人京都教育大学教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）第21条の規定を準用する。

第8条 削除

第3章 給与の支給

(支給日)

第9条 給与は、毎月1日から末日までの分を翌月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日に、17日が土曜日に当たるときは16日に、17日が月曜日で、かつ、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、18日に支給する。

(支給方法)

第10条 給与は直接本人に通貨をもって全額を支給する。ただし、法令により定められたもの及び書面により協定しているものは、給与から控除する。

2 前項の規定にかかわらず、本人が希望する場合は所定の金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。

(育児休業者の給与)

第11条 国立大学法人京都教育大学教職員の育児休業等に関する規程(以下「育児休業規程」という。)第2条の規定により育児休業をしている非常勤職員には、その期間中の給与は支給しない。

2 非常勤職員が育児休業規程第11条第1項の規定により育児短時間勤務の適用を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第4条に規定する時間給を減額して支給する。

(介護休業者の給与)

第12条 国立大学法人京都教育大学教職員の介護休業等に関する規程(以下「介護休業規程」という。)第2条の規定により介護休業をしている非常勤職員には、その期間中の給与は支給しない。

2 非常勤職員が介護休業規程第11条第1項の規定により介護短時間勤務の適用を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第4条に規定する時間給を減額して支給する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 前年度に雇用されていた者の日給又は時間給の算定は、従前の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月4日から施行し、平成22年8月1日から適用する。

附 則 (平成26年規程第18号)

この規程は、平成26年11月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年規程第34号)

この規程は、平成28年3月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年規程第17号)

この規程は、平成28年12月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年規程第51号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第34号）

この規程は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年規程第55号）

この規程は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年規程第94号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第14号）

この規程は、令和2年1月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年規程第21号）

この規程は、令和5年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年規程第79号）

この規程は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

一 事務補佐員・相談補佐員・技術補佐員

高卒後 経験年数（年. 月）	単価	
	時間給	125/100
以上 未満 0 ～ 1.0	1,061	1,326
1.0 ～ 2.0	1,091	1,364
2.0 ～ 3.0	1,119	1,399
3.0 ～ 4.0	1,153	1,441
4.0 ～ 5.0	1,190	1,488
5.0 ～ 6.0	1,226	1,533
6.0 ～ 7.6	1,285	1,606
7.6 ～ 9.0	1,325	1,656
9.0 ～	1,362	1,703

二 技能補佐員

高卒後 経験年数（年. 月）	単価	
	時間給	125/100
以上 未満 0 ～ 4.0	1,176	1,470
4.0 ～ 5.0	1,214	1,518
5.0 ～ 6.0	1,259	1,574
6.0 ～ 7.0	1,289	1,611
7.0 ～ 8.0	1,323	1,654
8.0 ～ 9.0	1,350	1,688
9.0 ～ 10.6	1,376	1,720
10.6 ～ 12.0	1,390	1,738

12.0 ~ 13.6	1,413	1,766
13.6 ~ 15.0	1,435	1,794
15.0 ~ 16.6	1,454	1,818
16.6 ~ 18.0	1,468	1,835
18.0 ~ 19.6	1,487	1,859
19.6 ~ 21.0	1,510	1,888
21.0 ~	1,536	1,920

三 臨時用務員・調理補佐員・栽培補佐員

中卒後	単価	
経験年数(年.月)	時間給	125/100
以上 未満		
0 ~ 5.0	1,074	1,343
5.0 ~ 6.0	1,107	1,384
6.0 ~ 7.0	1,137	1,421
7.0 ~ 8.0	1,176	1,470
8.0 ~ 9.0	1,214	1,518
9.0 ~ 10.6	1,259	1,574
10.6 ~ 12.0	1,289	1,611
12.0 ~ 13.6	1,323	1,654
13.6 ~ 15.0	1,350	1,688
15.0 ~ 16.6	1,376	1,720
16.6 ~ 18.0	1,401	1,751
18.0 ~ 19.6	1,420	1,775
19.6 ~ 21.0	1,433	1,791
21.0 ~	1,446	1,808

四 教務補佐員・研究補助員

大卒後	単価	
経験年数(年.月)	時間給	125/100
以上 未満		
0 ~ 1.0	1,413	1,766
1.0 ~ 2.0	1,452	1,815
2.0 ~ 3.0	1,486	1,858
3.0 ~ 4.0	1,525	1,906
4.0 ~ 5.0	1,566	1,958
5.0 ~ 6.3	1,604	2,005
6.3 ~ 7.6	1,635	2,044
7.6 ~ 8.9	1,665	2,081
8.9 ~ 10.0	1,697	2,121
10.0 ~ 11.6	1,727	2,159
11.6 ~ 13.0	1,751	2,189
13.0 ~ 14.6	1,774	2,218
14.6 ~	1,808	2,260

五 医療技術補佐員

免許取得後	単価	
経験年数（年. 月）	時間給	125/100
以上 未満		
0 ～ 1.0	1,382	1,728
1.0 ～ 2.0	1,433	1,791
2.0 ～ 3.0	1,479	1,849
3.0 ～ 4.0	1,511	1,889
4.0 ～ 5.0	1,538	1,923
5.0 ～ 6.0	1,570	1,963
6.0 ～ 7.6	1,609	2,011
7.6 ～	1,644	2,055

備考 この表は、保健管理センターにおいて看護師又は保健師の業務に従事する非常勤職員に適用する。

六 特別支援教育支援員

短大卒後	単価	
経験年数（年. 月）	時間給	125/100
以上 未満		
0 ～ 1.0	1,223	1,529
1.0 ～ 2.0	1,260	1,575
2.0 ～ 3.0	1,295	1,619
3.0 ～ 4.0	1,326	1,658
4.0 ～ 5.0	1,367	1,709
5.0 ～	1,405	1,756

備考 この表は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員に適用する。

- 1 本学学生（科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び特別研究学生を除く。）のうち総合教育臨床センターの推薦により採用された者。
- 2 本学附属学校に在籍する児童・生徒等への学校生活における日常的支援業務に従事する者。